

11月1日から申請開始！



松阪市中小企業 電気代高騰対策支援金

松阪市では、電気代高騰による影響を受ける市内中小企業の負担軽減を図る
目的で支援金を交付します。

支援金制度の概要

1. 対象事業者 松阪市内に事業所を有する中小企業及び個人事業主で、業種は問いません※1。

2. 支援金内容※2

一事業所における令和3年9月から令和4年10月までの <u>任意の1か月</u> の電気使用量	支援金額
3,000kwh以上6,000kwh未満	50,000円
6,000kwh以上	100,000円

※1) 中小企業基本法に準ずる中小企業、個人事業主。ただし、障がい者支援・高齢者サービス施設等は松阪市から運営支援交付金が給付されますので対象外となります。

※2) 複数事業所がある場合は、事業所ごとに申請してください。また、事業所ごとの電気使用量を合算することはできません。3,000kwh/月未満は対象外です。

3. スケジュール

申請期間 令和4年11月1日(火)～令和5年1月13日(金) **必着**

交付決定：申請順に審査を行い、要件にあえば支援金をお支払いします。

4. 申請方法

下記の書類を準備して、**担当課へ郵送または申請フォーム(電子申請)**で提出してください。

提出書類	支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)※ホームページからダウンロードしてください。
添付書類	①電気事業者等が発行する検針票・電気使用量のお知らせ等の写し ②振込先口座が確認できる金融機関通帳の写し

詳しくは下記までお問い合わせください。

松阪市役所 企業誘致連携課 〒515-8515松阪市殿町1340-1

TEL 0598-53-4366

E-mail: kig.sec.info@city.matsusaka.mie.jp

松阪市ホームページにも詳細を記載していますので
ご覧ください。

申請フォーム
(電子申請)は
こちらから ▶▶



松阪市中小企業電気代高騰対策支援金



(裏面もご覧ください)

よくある質問



Q 個人事業主ですが対象となりますか？

A 中小企業基本法に準ずる中小企業並びに個人事業主が対象です。ただし、民間の障がい者支援・高齢者サービス施設等は松阪市から運営支援交付金が同時期に給付されますので対象外となります。また、医療法人、社会福祉法人、学校法人など会社以外の法人は対象外となります。中小企業団体や組合等ご不明な点はお問い合わせください。

Q いわゆる「みなし大企業」ですが対象となりますか？

A 中小企業基本法に準ずる中小企業であれば、対象となります。

Q 事業所が複数ありますが、それぞれ対象となりますか？

A それぞれの事業所の電気使用量が3,000kwh/月以上であれば対象となります。申請は事業所ごとに申請してください。事業所ごとの電気使用量を合算して、申請することはできません。

(例) 本社と工場が別敷地にあり、それぞれ3,000kwh/月以上である場合、どちらも対象となります。申請書は2枚必要です。別敷地とは、間に道路や河川があるなど、明らかに分断されている状態をいいます。

Q 複数の事業所があり、電気使用量がそれぞれ1,000kwh/月程度です。すべて合算すると3,000kwh/月以上となりますが、対象となりますか？

A 各事業所の電気使用量は合算できません。対象外となります。

Q 添付書類の「検針票・電気使用量のお知らせの写し」について、ウェブ上でしか見ることができません。ウェブ上の画面を印刷したものでよいですか？

A かまいません。ただし、利用年月、電気使用者の宛先、使用量がはっきりとわかるように印刷してください。

Q 添付書類の「振込先口座が確認できる金融機関通帳の写し」について、申請者と別名義の口座へ振り込みはできますか？

A できません。必ず申請者と同じ名義の口座を提示してください。また、現金での給付はできません。